**平成２５年（フ）第３６３号**
福井市高木中央１丁目105番地　セーブルマンション202号
債務者　榎　　順子
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第３号**
福井市光陽２丁目16番15号　ジュネス光陽103号
債務者　小司　勇次
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第４号**
福井県坂井市坂井町東荒井第42号18番地
債務者　平　　妙喜
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第８号**
福井市福新町2007番地　福団地Ｃ棟204、旧住所千葉県いすみ市岬町押日153番地２
債務者　松浦茉衣子（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２６年（フ）第１０号**
福井市日之出４丁目２番８号
債務者　山田　康治
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２５年（フ）第５１２４号**
大阪市旭区大宮１丁目14番８号　大宮マンション306号
債務者　川上　義孝（旧姓犬塚）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５２６７号**
大阪府寝屋川市高柳５丁目28番７号
債務者　寺岡　意剛
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５８５４号**
大阪府東大阪市下小阪４丁目６番５号大東スペースマンション501号
債務者　宮本　悠衣（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５９７１号**
大阪市西成区天下茶屋東１―７―17、住民票上の住所堺市南区庭代台２丁１番７―410号
債務者　岡本　貴子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第５９８４号**
大阪府枚方市禁野本町２丁目１番20―406号
債務者　村木由香里
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６００８号**
大阪府茨木市橋の内３丁目３番３号　シティーコーポ橋の内110号
債務者　西村　正美
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６０２０号**
大阪府大東市南津の辺町18番15号　コスモピア野崎602号
債務者　伊藤内装こと　伊藤　　剛
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６０３１号**
大阪府豊中市庄内西町４丁目11番12号
債務者　西口　隆宏
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６０４２号**
大阪市東住吉区今川４丁目６番７―805号
債務者　宮島　香織（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６０５６号**
大阪市住之江区中加賀屋２丁目10番10―207号
債務者　曽根　三郎（旧姓木田餘）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６０７３号**
大阪府池田市宇保町11番35号
債務者　岸　　義泰
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４１号**
大阪市生野区田島５丁目23番38―310号
債務者　山田　幹人
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１３０号**
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号　大阪市立淀川寮内、前住所大阪市鶴見区今津中２丁目４番23号
債務者　西平　　豊
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部